

議案第97号

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 社会福祉協議会の行う事業

第3条第8号を同条第7号とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

説 明

保健福祉課及び子育て支援課が役場新庁舎に移転し、芽室町社会福祉協議会が芽室町保健福祉センターに移転することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する地域子育て支援拠点事業</p> <p>(5) 法第8条第7項に規定する通所介護事業</p> <p>(6) 社会福祉協議会の行う事業</p> <p>(7) その他町長が必要と認める事業</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) <u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター事業</u></p> <p>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する地域子育て支援拠点事業</p> <p>(6) <u>法第8条第4項に規定する訪問看護事業及び健康保険法(大正11年法律第70号)第38条第1項に規定する訪問看護事業</u></p> <p>(7) 法第8条第7項に規定する通所介護事業</p> <p>(8) その他町長が必要と認める事業</p>